

第3回道州制推進会議議事録

日時：平成15年12月11日(木) 10:30~12:00

場所：道立道民活動センター「かでの2・7」

7階特別研修室

出席者	委員	宮脇座長、井上委員、小磯委員、谷委員、寺島委員
	道	新田政策室長、日野次長、浅利参事

開会

○新田室長：おはようございます。今日は本当にお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから、第3回目の道州制推進会議を開催をさせていただきたいと思います。

本日は、11月16日に開催されました第2回の会議を踏まえまして、私どもお約束したとおり、より具体的なものをちょっと用意をさせていただいたところでございます。まだまだ中身については不十分だと思いますけれども、委員の皆さんのご意見、あるいはまた庁内でさらに深めることによりまして、よりよいものにしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、先生、よろしくお願ひします。

○宮脇座長：それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。

前回の会議におきましては、各委員より道州制に関し、より踏み込んだ議論、具体的で実質的な議論が必要であるというご意見が示されております。そこで今回、そのご指摘を踏まえまして、本日の議題でございます「道州制の先行実施に向けた取り組み」について、まず事務局より説明をしていただきまして、その上で議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局からまずご説明をお願いいたします。

道州制の先行実施に向けた取り組みについて

○浅利参事：それでは、私の方から説明をさせていただきます。

お手元でございます「道州制の先行実施に向けた取り組みについて(案)」ということで、その資料に基づきましてご説明をさせていただきます。申しわけございませんが、座って説明をさせていただきます。

説明に入ります前に、委員の皆様事前に配付しました資料が、作成途中ということであったことをこの場をお借りいたしましておわびを申し上げたいと思います。また、本日の資

料は基本的には先日配付した資料とは変わってございません。若干の項目の入り繰りはございますが、基本的には変わっておりませんので、申し添えておきます。

それでは、ご説明に入らせていただきますが、最初に1ページ目、2ページ目でございますが、「道州制の先行実施について」ということでございます。これは前回ご議論をいただきました主な論点などを踏まえまして、それを整理させていただいたものでございます。

まず、「先行実施の基本的な考え方」ですが、ここには北海道が地理的にも既に道州の姿をかたちづくっているという有利な条件、それから道州制のモデル地域として位置づけていただいて、先行的に実施されるように取り組んでいただきたいということをまず掲げてございます。

そして、目指す方向といたしましては、北海道の抱える課題、右の方に現状課題とございますが、その現状課題にございますような課題に対応するために目指す方向としては、まず住民の視点、それから行政の効率化、民間活力の発揮、こういった三つの視点から先行実施に取り組む必要があるというふうに考えてございます。具体的な取り組みとしましては、右の方に「先行実施の取り組みの基本」と書いてございますけれども、権限の移譲、財源の移譲、規制緩和、それから事務事業の一元化、こういったことに取り組むことを基本とする。取り組みに当たりましてはテーマを設定して、各施策を連携しながら推進していきたいということでございます。

テーマとしましては、ここでは六つを掲げさせていただいております。一つは世界に通ずる北海道観光、二つ目としましては優れた自然環境の保全、三つ目は多様な農業・漁業の推進、四つ目としては産業・雇用、五つ目は災害、六つ目としては安心して暮らせる住みよい社会づくり、こういったことをテーマにいたしまして、2ページの右下の方にございますけれども、この権限移譲、事務事業の一元化、財源移譲、規制緩和、こういったツールを利用して、こういったテーマに向けて取り組んでいきたいというふうな考え方でつくらせていただいております。

あわせまして、道民の利便性の向上に資していこうという基本的な考え方のもとに、今回先行実施の資料をつくらせていただいているということでございます。

続きまして3ページ目、具体的なテーマの内容等についてですけれども、まず最初に「世界に通ずる北海道観光の形成」ということですが、このテーマの中に具体的には四つの施策を掲げているところでございます。一つ目としましては「国際的な観光の展開」、二つ目として「魅力ある観光地づくり」、そして「受け入れ体制の整備」「観光交流ネットワークの形成」、こういった四つの施策をつくりまして北海道観光の形成をしていきたいというふうに考えてございます。

それで、3ページの表の左に区分というのがございますが、これは各施策の具体的な事業が権限移譲、財源移譲、その他、規制緩和、こういったもののどれに該当するかということ区分をさせていただいている表でございます。

権限移譲の欄に「事務事業の一元化」という記載をしてございますけれども、これは事務

事業の一元化に向けた取り組みが権限移譲と重なる部分が多いというようなことから、そのような整理をさせていただいております。

それで恐縮ですが、1枚もので「事務事業の一元化に向けた取り組み」という表がお手元に行っているかと思えます。この表は具体的に事務事業の一元化に取り組む場合に、どのような形が考えられるかということを検討したもので、個別具体の事業を想定しているわけではございません。ここで三つの方法が考えられるというふうに考えてございます。

一つ目としましては、共同実施。これは考え方の欄でございますけれども、事業を行う際に一つ企画立案あるいは事業実施段階での共同実施、こんなものを共同で行えないかというふうな取り組みでございます。取り組みの例というところをごらんになっていただきたいのですが、例えば国の機関との間で一つ目の黒ポツですが、協議機関の設置によって事業の実施だとか企画立案を連携してやれないか。その際には権限の移譲はそれであれば伴わないだろうし、財源についても現行の予算の範囲内でできるのかと。それから二つ目の黒ポツですが、設計・積算業務を共同受託組織の設置によってできないかというようなことも考えられるのかなと。こういった場合にも権限、財源は及んでこないのかなと。あるいは発注、施行管理を共同で行う組織の設置によってできないか、というようなことが考えられるのかなと。

それから、共同実施の二つ目の白丸ですが、これは維持管理業務を共同でやるようなことも考えられないのかと。取り組みの例としては、黒ポツの1番目では、エリアを越えて相互に受委託する、あるいは共同の組織を設置して発注業務を一元的に実施する、こういったようなことも考えられるのかなというふうなことが、共同実施ということだろうというふうに考えてございます。

さらに2番目に、モデル的に実施する形態も考えられるのかというふうに考えてございまして、これは特定の地区を設定しまして一部業務を試行的に移行して道が実施しようというふうな形態の場合でございます。例えば、取り組みの例としましては、自然災害が頻繁に発生する地区に着目しまして国土保全施設の整備を逐次やっていく、あるいは事業の実施箇所が連続する地区において、道が一部権限をいただいてやっていこうというふうな形態が考えられるのかなと。その場合には、権限の移譲、当然これは一部地区で、全部ということではないので暫定的な権限の移譲が伴ってくるのかな。権限の移譲が伴えば、場合によってはその財源もそれに必要な措置が必要になってくるのかなと。その場合には、場合によっては法律の改正が伴うことも想定されるのかなということでございます。

それから3番目に、段階的に実施でございますけれども、これは国の事業を地区ということではなくて、一定の分野を逐次移行していくというような考え方がとれるのかなと。例えば黒ポツのところですが、公共施設の整備だとか管理を段階的に移行する。ソフト事業の実施を段階的に移行する。そういった権限をいただくことによって、当然権限の移譲が伴ってくる。それから権限の移譲、事務事業が来るわけですから、それに伴って財源も、財源の話も絡んでくると。またその場合にも法律の改正が伴うことが十分考えられる、というようなケースが考えられるわけでございます。

恐縮ですが、3ページに戻っていただきまして、そんなような考え方で例えば、「魅力ある観光地づくり」の「権限移譲」の欄に「港湾の整備及び運営」というふうに書いてございますけれども、これは現在国が行っている港湾の整備などの権限を道に移譲してもらうような取り組みを進めようということですのでけれども、ただいまご説明したように、この基本的な期間としましては、三、四年程度を想定をしているわけでございますけれども、この三、四年程度のスパンの中でこういった取り組みが可能なのか、共同実施なのかあるいはモデル実施なのか、さらには段階的な移行なのか、こういったことによって変わってくるわけでございます。そこにつきましては今後さらに詰めていく必要があるのかなというふうに考えてございます。そうしたことから、「財源移譲」の欄には「上記権限移譲に伴う統合補助金の拡充、統合交付金制度の創設など」というふうな記載をさせていただいているところでございます。

また、その下の「その他」の欄でございますけれども、このページに記載はございませんけれども、例えば後ろの方の11ページに出てきますが、公共施設管理情報システムの整備といったようなことも入ってきますが、これは権限移譲などを伴わない事務事業の一元化に向けた取り組みなど、それ以外のものもちょっとございますが、そういった取り組みを記載をさせていただいているところでございます。

それで資料の表はそういうふうになってございますが、具体的に「国際的な観光の展開」で言いますと、例えば「規制緩和等」に関するものとして、C I Q業務、これは地方空港がチャーター便が非常にふえてきていると。その中で非常にその人数等が足りないというようなことから一部実施できないのだろうかといったようなことを、国際的な観光の展開というところでは例示させていただいております。

それから、「魅力ある観光地づくり」につきましては、港湾の整備だとか国立公園の整備といったことのほかに、規制緩和として道路・河川などの施設使用、これはフィルムコミッションだとかオープンカフェだとか、そういったようなことで魅力ある観光地づくりができないかといったようなこと。

それから、「受け入れ体制の整備」につきましては、国道などの道路案内の標識が日本語もしくはローマ字というふうになっていますので、そのところを、近年東南アジア等の観光客がふえているというのがございまして、より多言語で多くの外国人観光客向けの表示ができないのだろうかというようなことなど。

それから、「観光交流ネットワークの形成」につきましては、新千歳空港の整備及び管理、それから国道等の整備及び管理といったことのほかに、規制緩和としては2地点経由国際線の着陸料。これは国内を、例えば福岡から千歳経由でどこかヨーロッパに行くといった場合に、国内客を乗せないのにその部分の着陸料等がとられるといったようなこともございますので、そういったようなことの減免ができないのかなといったようなことをここでは規制緩和として掲げさせていただいております。

次の5ページに行きまして、「北海道の優れた自然環境の保全」ということでございます

けれども、施策としましては、「北海道らしい自然環境の保全」「国有林と民有林の連携した管理」と、こういった大きな二つのくりをさせていただいてございます。権限移譲の国立公園の公園計画。これは公園事業は、国立公園の計画は大臣がやっているのですが、公園の事業そのものは知事がやっているということで、そういうものが一体化できないのだろうか。それから、狩猟鳥獣の種類だとか狩猟期間、こういったものがございませけれども、これらはエゾシカ、ヒグマなどの野生鳥獣の保護管理、これを道内の実態に合わせてできないのだろうかといったようなことを記載をさせていただいてございます。規制緩和につきましては、例えば農用地内の規制緩和ということで河畔林の整備。これは河畔林の整備、植林を行う場合にも農地転用許可が必要だといったようなことから、それらの規制緩和ができないのだろうかということで記載をさせていただいてございます。

それから「国有林、民有林の連携した管理」ということでは、国有林の管理経営ということで、国有財産の無償譲渡をいただいて治山事業だとかそういったことをやることによって、国有林、道有林、民有林の一体的な管理ができるのかなといったようなことを記載をさせていただいてございます。

それから、7ページ、8ページに行きまして、「北海道らしい多様な農業・漁業の推進」ということでございますが、ここにつきましては二つの施策というふうさせていただいております。一つ目は「地域の実情に応じた生産基盤の整備」ということで、国営の農業農村整備事業の実施ということで、これは国直轄事業を一元的な形でできるようにならないだろうかというようなことと、それから漁港の整備ということにつきましては、1種、2種は現在道が施行しているのですが、3種、4種については整備は国、管理は道といったようなふうになっておりますので、それらが一体的にやれるような取り組みができないだろうかというふうなことで掲げさせていただいてございます。

それから、「活力ある農村づくり」でございますけれども、その他の欄に地方自治体の裁量で執行できる「食と農の再生資金(仮称)」というふうに掲げさせていただいておりますが、これは農村の活性化などに資するために自由に使える、ふるさと創生資金の農業版といったような取り組みをできるようにならないだろうかということで掲げさせていただいてございます。そのほか規制緩和等では、農地の権利取得後の下限面積の要件ということで、北海道では2ヘクタールの下限面積になっているのですが、これが新規就農者の参入の障害になっているといったようなこともございまして、そこに掲げさせていただいているところでございます。

それから9ページ、10ページにまいりまして、「きめ細かな産業・雇用政策」ということでは、ここでは4項目ほど掲げさせていただいてございますが、一つ目は「新事業・新産業の創出」ということで、規制緩和のところでは環境負荷の少ない新燃料等の利用促進ということでございますが、これはジメチルエーテルが今後ディーゼル車のエネルギーだとか燃料電池といった可能性を秘めているというふうなこともございませけれども、それを利用促進するために一方ではいろんな高圧ガスだとかそういう規制が多いと。安全というようなことも

ございまして、安全性も確保しながら、そういった利用促進のための規制緩和をできないだろうかといったようなことを掲げさせていただいてございます。

それから「産業拠点の形成・産業基盤の整備促進」ということでございますが、権限移譲のところでは通関だとか検疫こういったことがワンストップでできないだろうかといったことを掲げさせていただいてございます。

それから、「地域における事業展開の支援」ということで、最低資本金規制特例の確認手続の実施ということでございますが、これは株式会社等で1円で株式会社の設立ができるというふうになってございますが、現在は経産局でやっていらっしゃると。道内でもかなり今年の4月から以降9カ月で件数が上がってきているということもございまして、これがどうにかすれば支庁などで活用してやれるようになるのではないかといたったようなから、権限を移譲していただけないだろうかといったようなことを掲げさせていただいております。それから、その他の欄でございますけれども中心市街地商業活性化、これは国から基金2分の1の財源をいただいて道がそれに2分の1分を上乗せして事業を行っているのですが、これがその国の制度ということもありまして非常に限定されているというようなこともございまして、それを基金をいただければ今まで以上に、より広いまちづくりの観点からいろんな事業ができること、そこに掲げさせていただいておりますし、それから規制緩和のところでは、行政財産の用途及び貸付対象の拡大ということでございますけれども、これは行政財産をNPO法人などの私人に貸付ができるようにならないだろうかということでございます。

次のところに行きまして、「地域の特性に応じた雇用機会の創出と人材の育成」ということでございますけれども、これはその他の欄に記載してございますが、道が今、1村1雇用起こしというようなことをやってございますけれども、これをもっと大々的にできないだろうかということで、そういった統合交付金等の創設によって支援をいただければというふうなことでございます。その下の規制緩和は、職業訓練科目が一応現行、定数の基準等がありましてなかなか地域の実情に応じた科目の設定が難しいという面があるので、そこを緩和していただければ、地域の実情に合った情報通信だとか食だとか観光だとか、そういったような訓練科目ができるのかなということで掲げさせていただいてございます。

それから、11ページ、12ページに行きまして、「災害に強い北海道づくり」ということでございますけれども、一つ目としましては、「安全性の高い国土保全施設の整備」ということで直轄砂防だとか地すべり事業、直轄海岸事業、こういったことを徐々に進めさせていただきたいということ。それから規制緩和としましては、河川の直轄管理区間、これは2級河川の一部が国というふうなことになっておりまして、そのあたりをきちっとしていただきたいというふうなことでございます。

それから「自然災害への対応の充実」ということで、これは国管理河川、主に1級河川でございまして、そういったところを一元化できないだろうかと。あるいは国道等の整備管理、こういったことでございます。それからその他のところでございますけれども、一

一元化に向けた取り組みということで、公共施設の管理情報システムの一元的な管理、それから防災対策情報等の整備、これは防災ヘリだとかの各種防災設備の共有化、一元化ができないだろうかということでございます。

それから「予防体制の強化」ということで、国有林野の一体的な管理経営、それから規制緩和のところでございますが、避難施設の整備ということで、公立学校の体育館の耐震補強を基準を加えていただきたいといったことでございます。

それから、13ページ、14ページに行きまして、「だれもが安心して暮らせる住みよい社会づくり」ということで、そこでは子育て支援、地域医療の充実、自立を支える介護・福祉サービス、住民サービスの充実といったような項目を掲げさせていただいてございます

「子育て支援」につきましては、幼保一元化など。それから「地域医療の充実」ということでは、権限移譲のところでは医師標準数の設定ということで、これは北海道に合った地方の医師の定数を北海道で決められるようにしていただけないだろうかというようなことでございます。

それから「自立を支える介護・福祉サービスの推進」の規制緩和でございますけれども、これは実情に合った介護基準、過疎地域等では不採算のため、サービスの提供事業者があらわれないというようなこともございますので、そういったようなことが実情に合ったようにできないだろうかといったようなことでございます。

それから「住民サービスの充実」といったところでございますが、その他のところでは一元化に向けた取り組みということで、とりあえず税務相談、広報事務、こういったものが国税、道税、市町村税で共同でできないだろうか。それから、自動車保有関係の手续、これをワンストップでできるようにならないだろうかということとあわせて、車検時に自動車税をとれるようなシステム導入にならないだろうかといったことを共同化に向けた取り組みとして掲げさせていただいております。それから規制緩和のところでは、NPO法人等による移送サービスということで、これは交通機関の空白地においてNPO等がそういったことができるようになるだろうかといったことでございます。それから今回はちょっと整理が間に合わなかったのですが、例えばこのほかに道路・河川の規制緩和、オープンカフェなんかもこういったところに入ってくるのかなと思いますし、それから行政財産の用途貸付対象の拡大、NPO法人への貸付、こういったこともこういったところに入ってくるのかなというふうに考えていますし、それから今後、ここの部分はさらに充実をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから15ページに行きまして、「道州制の実現に向けて」でございますけれども、これは今回の先行実施が全体的な中でどんなような位置づけになるのかなということで、私どもが今考えていることを書かせていただいております。

まず表の一番下に「国の動き」とございますけれども、国の方針決定となっておりますが、これは今後第28次地制調で道州制について引き続き審議をするというようなこともございまして、そういった審議がなされた後に国の方針が決定していく、さらにその後、法整備の

検討といったこと、それからさらには府県合併だとか本格導入と、こういったような流れで今後行くのかなというふうな想定をしているわけでございます。

その中で道としてはどうやっていくのかということでございますが、そこにステップ1、先行実施というふうに書かせていただいておりますが、期間とすればそういったことを踏まえれば3～4年程度でテーマに基づく事業の推進をしていきたいというふうに考えているわけでございます。その中で、権限、財源、規制緩和、事務事業の一元化、こういった取り組みをステップ1の中でまず始めまして、さらにステップ2の中でそういった取り組みを拡大をして、本格的な道州制の導入に私どもとしても取り組んでいくといった流れで今考えさせていただいているということでございます。

以上で私の、お手元に配付しました資料の概要の説明でございますけれども、ただ今後私ども、できれば本日の道州制会議へのご意見だとか、それからさらに庁内における詰めなどを行いまして、できれば年内にも素案として取りまとめを行いまして、その素案をベースに明年1月以降にホームページの活用だとかシンポジウムだとか、あるいは各支庁での会議の場などを利用しまして、道民の意見だとか市町村の意見、アイデアなどをさらに聴取しまして、取り入れるものは取り入れてまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、委員の皆様のご忌憚のないご意見やアイデアをお願いしまして、簡単ですが、私の方からのご説明を終了させていただきます。

意見交換

○宮脇座長：ありがとうございました。

今最後にご説明があった点ですが、この「道州制の先行実施に向けた取り組みについての(案)」というこのペーパーですが、これは今日いろいろとご意見をいただいて、素案として広く公開をして道民の方々とか地域のご意見をいただくと。それで、再整理をして、最終的には何らかの時期にこれを北海道としての考え方として表明をしていくという、そういうふうな流れの最初の段階のペーパーですというふうに考えればよろしいのでしょうか。わかりました。

それでは、ただいま事務局からご説明がありました内容等につきまして、ご質問、ご意見等ご自由にご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは皆様のお手元の方に一枚紙で今日ご欠席のHITの五十嵐委員から4点ということで、とりあえず気づいた点ということでご指摘はいただいております。それをご紹介をさせていただくということで、こういうことも含めてご議論いただきたいと思います。

○小磯委員：資料のご説明をいただきまして、特に具体的な制度・政策にかかわる部分に、個別の制度についての十分な理解がないということで、その点については今後の勉強課題ということで受けとめながらお聞きをしておりましたので、とりあえず今日初めてまとまった取り組みについて全体を見せていただきましたので、それについてちょっと気づいたところ

だけ順次お話をさせていただいて、今後の議論に参考にしていただければというふうに思います。

最初の1ページでこの先行実施の基本的な考え方というところで整理をされているのですけれども、一つここで私感じたのは、北海道がまず有利な条件を持っているということ、これは認識としてはいいでしょう。これが今回の道州制の検討の大きなきっかけになったというふうに思うのです。それで、やはり目指す方向として北海道の抱える課題に的確に対応していくという視点で整理をしておられるのですけれども、やはり北海道が先行的に実施していくという意味を、これは国のレベルでのいろんな政策議論につながっていくというそういう議論であることを考えれば、やはりほかの地域に対しても北海道で先行的に取り組んだ結果というものがモデルになるような、その意味合いといたしますか、そういうところもやっぱり目指す方向の中で私はやっぱり位置づけておくことが必要でないかなと。やはり今後国レベルの議論になった場合、やっぱりそこまできっちり意識したそういう取り組みだということと、単に北海道の抱える課題に対応していくための先行実施だというのでは、随分政策議論を進めていく上での意味合いというものが違ってくるのではないかなというふうに感じました。これが1点です。

それから、取り組みの内容のところ、北海道の抱える課題に即してテーマを設定して、それでそのプロジェクトを連携しながら効果的に推進という、実際やっぱりここでのテーマ設定というところが、道州制を今後検討していく上での非常に大きな大事な部分ではないかなというふうに思うのです。それで、これで見ると、本道の抱える課題に即してテーマということで、6点出てきた。これを例えばほかの地域の方が見た場合、北海道の課題解決のためにこういう取り組みなのだなど。やはり私はもう一方、北海道が今こういう課題の中でこれから何を目指していくのか、そこに戦略的にこれだけはぜひ必要だというそういうシナリオというもの、このテーマの中に読み取られなければ、なかなか説得力のある道州制というものを国レベルでの議論の中で展開していくという形にはなかなかないのではないかなと。とは言ってもこのテーマの中に、その可能性を持つものは私は十分あると思います。

これ以降は個人的な私の考え方なのですけれども、観光、自然環境の保全、農業・漁業、産業・雇用、災害に強い、この中で私自身やはり北海道という地域が、特に地方、今地域経済が大変厳しい中で、特に今構造改革という政策展開が進められている中で地方が何を目指していくかということになると、独自の産業政策といたしますか、独自の政策で自分たちの力で雇用機会をきっちり生み出して新しい産業づくりをしていくのだという、そういう主張というものがこの中から読み取られれば、それに対する一定の先行的特別な政策展開に対する理解というものが生まれてくる可能性が、私はそこにあるのではないかなと。そうなるくと、産業・雇用政策というものがやっぱり主軸になるべきではないかなと。ここでは4番目に、きめ細かなというふうには書いてあるのですが、私自身の気持ちからいけば、より大胆な地域独自の産業・雇用政策というものをこの機会に出していくという。実はその流れの中

で、例えば観光産業とか、あるいは北海道としての競争力のある農業あるいは漁業の展開という、何かこんな位置づけを少し主軸に据えていくこと、さらに北海道の優れた自然環境の保全、これは大変大事なテーマだと思います。北海道らしさ、それを訴えていくテーマとして。ただ、それも、なぜ自然環境の保全に対して特別の独立した権限を持って保全していくべき必要があるのか。例えばそれが観光の産業というものと北海道らしい自然環境の資源を生かした観光政策というものをうまく結びつく形でシナリオに位置づけられれば、一つのメッセージにつながっていくのではないかなと。全体のテーマに関してはそんな感じで受けとめました。

それから、個別のところなのですけれども、3ページ、4ページで観光の形成ということ書かれております。それで、実は観光政策というのはそれぞれが持っているイメージがなかなか一体化しない、非常に不透明な意味合いを持っている分野なので、なかなか整理が難しいなというふうに思うのです。本来的に狭い意味での観光政策ということであれば、国の持っている権限を地方に持ってこなければ観光政策は展開できないという部分は余りないような気がするのです。ただ、個別に困っている課題を幾つかそこを整理しながらということで、それでいろんなC I Qの話だとか、それから農家民宿の話だとかがある中で、例えば港湾とか空港とか一般国道とかネットワークの話の方、多分これを中央で見た場合、例えば港湾とか空港とか国道の整備というものが、北海道の観光形成のために、これの権限移譲が必要なのだというのが、どこまで説得力のあるそういうメニューなのかなと。やっぱりそういうところの少しアンバランスさみたいなものがちょっとここでは感じられます。

それから、自然環境の保全について、5ページ、6ページというところで、ここでは私もこの分野に関しては十分な理解はない中で感覚的な意見になってしまうのですけれども、やはり北海道のような自然環境の保全の制度ということになると、やはり国立公園という、これが大変魅力のある地域空間として、その中でもやはり制度というものが非常に圧倒的な大きな割合を占めている。その部分に対する道州制という将来的な展開の中での例えば権限移譲であり、規制緩和であり、そういう検討というのは、必要ないのかなというのがちょっと正直なところ。なおかつ、自然環境の保全というさっき申し上げましたけれども、これが結果的にはやっぱり北海道の貴重な自然資源、地域の資源として見た場合、エコツーリズムとか今後の観光産業という北海道の産業政策の展開とどこかで有機的なつながりを持った、そんな整理も必要なのではないかなというふうに感じました。

あと、農業・漁業のところでは、かなり絞り込んだメニューの整理になっています。それで農業政策、水産業にかかわる政策全体の中での検証というものの、どういうプロセスの中でこういう絞り込みが出てきたのか、その辺のところはちょっと理解しづらいというのが正直なところでした。

それから、産業・雇用政策、9ページ、10ページ。私はやっぱりここがかなり主軸になる議論ではないかなと個人的に感じております。ここはいろいろ議論があるところだと思うのですけれども、ただ一つ申し上げれば、例えば雇用政策という部分、地域で実態のこれから

の雇用機会づくりとか雇用のミスマッチの解消とか、いろんな取り組みを横で眺めている中で、例えば雇用政策というものが地域の末端まで国の行政で今進められているという、その中で本当に住民の近いところでこれから政策展開をしていくという道州制の基本理念、その中でまた雇用政策のあり方みたいなものを考えた場合、果たして今の雇用政策に対してどこまで地方が主張していけばいいのか、これだけで足りるのかどうかというようなところがちょっと疑問として残ります。

あとのところはまだ勉強不足で読みこなしていないというところで、とりあえずそんなところで私の発言とさせていただきます。

○宮脇座長：ありがとうございます。

今のご指摘の中で、例えば1ページの道州制の先行実施のところ、「北海道の抱える課題」とか「本道の抱える課題に即して」という部分ですけれども、ご指摘いただいたとおりで、北海道が抱えるということではなくて、やっぱり道州制の先行実施として道州制自身が主語となって課題というものが発生する。それが結果として北海道というところに結びついてくるという、そういう考え方が基本だと思いますので、この点は私も非常に感じているところの一つではございます。

今ご指摘の中で、若干補足をして、もし現段階でおわかりになるというのであれば、整理がついているのであればご説明いただきたい点として、5ページ目の先ほど小磯先生が言われた国立公園の関係のところ、何点か国立公園という記載はあるのですけれども、どのような位置づけということでここに整理をされているのか。

それから、7ページ目のところで、農業・漁業関係につきましては非常に絞り込んであるけれども、これはまだ未整理であって、これからさらに整理をしていくということなのか、それとも逆に絞り込んでここに一つの希釈をしたというふうになっているのか、その辺のところについても整理がついていれば教えていただきたいと思います。

○橋本主幹：国立公園の関係ですけれども、これは最初その許認可権ですとか、利用行為の権限だとか、こういうものについても例えば道の方に移譲したらどうだというような、そんな議論もありましたけれども、それにつきましては今、職員も含めまして皆さん国の機関の方たちがそこで実際に対応されているといったことがあって、それをこの例えば三、四年の中で、例えば北海道がそれを一元的に何かするというところまではなかなかいけないのではないのかなというような話で、そこからなかなか先に進んでいないというのが今の実態でございます。

○浅利参事：農業につきましては絞り込んだわけではなくて、これからさらに充実なりなんなり考えていかなければいけないというふうを考えております。

○宮脇座長：ありがとうございます。今のご説明の点も含めまして、そのほかご指摘いただければと思います。

○井上委員：前回の道州制推進会議で道の方に、早くこの議論の具体的なたたき台を出してほしいというふうをお願いした発言をしたのですが、今日ここに提出していただいている部

分は、かなりきちんとした形で提示をされていますので、議論の進め方がこれからより具体的にになっていくのではないかという部分で、感謝しています。

幾つか小磯先生がおっしゃった部分と重複するかもしれませんが、あるいは五十嵐さんのコメントと重複するかもしれませんが、何点が発言させていただきたいと思います。

一番最初に、小磯先生もおっしゃったのですが、私自身気になるのは、例えばテーマの設定というところの問題なのです。一つ具体的に言えば、何でこの順番なのかという部分も一番最初にひっかかった部分であります。ただ、先ほど道州制をやるということで、これは先行実施ということですから、北海道だけにということに縛られない普遍的な議論が一つ必要だというような形で発言があったのだらうと思いますが、それはそれとして、北海道という地域の特殊性というものをベースにしたときに、やはりそこから出てくる課題や問題点というものを克服する一つの形というのがテーマの設定のテーマのところに出てくるのだと思うのですが、果たしてこれだけで北海道がこれから輝ける未来を形成していくのに本当に十分なのか、余分なものはないのか、あるいは十分にここに提示されているのかということが若干疑問に思います。この点は後ほど申し上げます。

なぜこのテーマかということの議論はやはり、五十嵐先生のコメントの中にもあるのですが、この道州制をやった暁にはどういう北海道というのが具体的に形成されるのか、あるいは形成したいのかという方向性あるいは目標がきちんとあって初めて私は議論ができるのだらうと思うのです。つまり今の状況があって、そして目指すべき未来があって、その間に一つのプロセスがある。しかし、それをやっていく中で、やはり権限が北海道になればどうしても自分たちの思うようにいかないよねというのが、実は権限の移譲であり、規制緩和の要請だらうというふうに思うのです。ですから、そのところのロジックをいま一度きちんとしていただければというふうに私は個人的に思います。

あと、これも五十嵐先生のところに出てくるのですが、全体としていいますと、先ほどのところに出てきている六つぐらいのテーマ、あるいはそれぞれのテーマについてくるサブのテーマ、これはもう少しやっぱり言葉の練り直しが必要なのではないかというのは、感覚的に思います。今、たまたま開いたページは3ですが、世界に通ずるとなると、例えば「だれもが安心して快適に」というのは、安心できないと快適に滞在することはできないわけです。だからあえて、安心して快適にというようなところは一体どういう意味を持つのかということで、やはりここはキャッチフレーズ的に一番最初に飛びつく部分ですし、全体を象徴する部分ですから、やはりきちんと練り直しが必要なのではないかというふうに私は思います。

小磯先生がおっしゃったような順番でいければいいのですが、例えば5ページの自然環境の保全、先ほど私は冒頭の発言で、この六つのテーマというのは、これで十分なのか、あるいは十分過ぎるのか、あるいは落としている部分がないのかというふうに申し上げましたけれども、例えば北海道の優れた自然環境の保全のところに掲げてあるのは、先ほど議論が出てきました国立公園、国定公園というようなものの部分を除くと、権限移譲の圧倒的な部分は、狩猟なのです。狩猟にかかわる部分ということと、あと産業廃棄物処理にかかわる部分

ということになってきます。そういうふうになってくると、これがどうして自然環境の保全ということでも六つの中の一つの大きなテーマになるのかというのが、一つ疑問に思います。

あと7のところも同じことなのです。北海道らしい多様な農業・漁業の推進、これはまだこれから詰めていくところだというふうにおっしゃいましたけれども、例えば二つある。一つは活力ある農村づくりだけれども、テーマにあるのは農業・漁業の推進なのです。北海道の重要な部分というのは農業だけではなくて漁業、食品加工も入れれば重要な産業になっているのに、漁業のところの扱いはどこでどう落ちてくるのか、なるのか、ここをぱっと見ますと、あえて出てくるのは漁港の整備というぐらいしか、漁業の推進にならない。そういうことを言いますと、ここであえて農業・漁業の推進が一つのテーマとして3番目ぐらいに出てくることの意味が、ロジックとして大丈夫なのかというふうに思います。

あと一つは、ここでいえば活力ある農村づくりのところはずっと出てくる規制緩和等のところ。確かに「農地の権利取得後の」というのは、これは別なところにもそれに近くて一緒にできる部分もあると思うのですが、先ほどの自然環境のところなんか。その下にある二つの農家民宿だとか、農業生産法人の括弧のところの宿泊施設、アウトドアというようなことになると、これは観光のところにも同じような部分があったのだらうと思うのです。あるいはこれは観光等の一つの部分で入れるということは可能であるというふうにあえて考えれば、この農業・漁業の推進というのは、もう少し膨らませることが必要なのではないかとこのように思います。

あと次の産業・雇用政策の推進というのもあります。これは小磯先生が一番重要だというふうにおっしゃいましたけれども、私自身もそういうふうに思いますので、出なかった部分だけ若干コメントしておきます。

これは一つ、ここにも産業拠点の形成、産業基盤の整備促進というのがあるのですが、ここに一般国道等の整備及び管理というのがある。これはいつも議論しているときに出てくるのは、トラックの重量規制あるいは国道における速度規制、北海道の道路というのはそういう部分があるわけです。そういう部分というのは、意味するところみんな違うかもしれませんが、そういうことが今までいろんなところで議論になってきた。そういうようなところは落としていいのかという問題です。

それにあと、雇用のところというのは、雇用政策というのは大事だといいいながら、ここでは雇用を創り出す産業のところの部分はある程度あるにしても、雇用そのものについてはやはりもう少し立ち上がった権限移譲なり規制緩和に対する要望が必要なのではないか。それで、余り出てきていませんが、要するに国のいわゆる厚生労働省管轄のというところでポツポツにしておきますが、そのところとの再編問題についても検討することは必要なのではないですか、ということもあえて考えていただければいい。余り私だけしゃべるわけにいきませんので、途中になりますがここで終わっておきます。

○宮脇座長：ありがとうございます。

まず今の点で、これはまだ整理は十分されていないと思いますけれども、お二

方から共通して出た点としては、1ページのテーマの問題なのですが、まずこれはこのテーマそのもののくり方ということもありますけれども、この順番ということ。重要度の問題ですが、これは何か考え方があって整理をされたのか、それともとりあえず考え方が順番をつけてというか、並べたというベースなのか、ちょっとその辺何かあれば。

○新田室長：この順番をどうするかというのは内部でもいろいろとあって、一番下に書いてありますものを最初は一番上に、道民の視点という意味ではだれでも安心して暮らせるというものを一番上に持ってくると、一番大事だという前提の中で最初は議論をしていたのです。あるいは順番もそういう形の中で順位づけをしようかと思ったのですけれども、結局こういうふうになりましたのは、練れていないものを一番最初に持ってくるわけにもいかないだろうというので、ある程度表が一通り埋まるものを前に持ってきているぐらいの話で、順番に位置づけを今しているわけではございません。

○宮脇座長：整理が相対的に進んでいるものを前の方へ持ってきたということですね。

新田室長：重点的にこの順番ということで掲げたものではございません。

○宮脇座長：それから私も思うのですけれども、このくり方というのが細かいのか大きいのか、それからくり方のやはりある程度の理念系というのがやはり必要だと思っているのです。これは五十嵐さんの方からもありますように、やはりこれは道州制の先行実施に関する見直しといいますか議論ですから、現行制度の中でもやれる、陳情的な形でやれるというものというのかなり混在していると思うのです。その混在していて構わないのですけれども、それがやっぱり全体として道州制の先行実施という理念系にやはり結びつくような形にしていかないと、必ずしも国ベースだけのことでなくて、他の都道府県に拡大をさせて議論していくときに説得力というのが小さくなるのかなと思って、今ご指摘の点でも感じておりました。

それほか今井上先生がご指摘くださった点につきまして、何か事務局側から説明をしておきたい点というのはありますでしょうか。特に現段階で説明できる事項がなければ結構ですけれども。

○浅利参事：漁業の関係ですけれども、ここには漁港の部分しか入っていませんけれども、今後これもできれば充実をしていきたいというふうに考えております。例えば、農家民宿とありますけれども、当然これは漁業においても民宿あるのだらうと思いますので、そのあたりがどうなのかなといったようなことも、さらに検討していきたいというふうに思っています。

○宮脇座長：1点教えてください。そういう規制とかいろんな許認可とかございますね。そういうものに関して道庁として認識している範囲というのはどうなのでしょう。まだ十分認識できていない部分もありますとか、規制などの場合。その辺は今の作業段階でどの程度に感じていらっしゃるでしょうか。

○浅利参事：実際問題としてどういうことが実際にあるのだというのは、全部それは正直言って押さえ切れていません。それは特定の事柄の中で、こういったことがあるんだ、ああい

ったことがあるんだというふうな事象としてはあらわれてきますけれども、そもそも国の権限がどこでどんなふうなことをやっているのかということ自体、正直な話、申しわけないのですが、把握し切れていないというような状況でございます。

○宮脇座長：ありがとうございます。

そのほかご意見賜れればと思います。

○谷委員：ちょっと二つほど質問させていただきたいと思うのですが、その前に、この先行実施のいろんな提案については、恐らくいろんな所管課に投げかけをして、前回の第2回目の委員会から3週間足らずで恐らくやったということで、非常にキャッチボールをする期間が短かったのではないかと。だから、それぞれの出てきているテーマごとの横の項目連携が恐らくされていないところがたくさん見受けられて、その辺の指摘を小磯委員と井上委員でされたのではないかなと、そう感じています。ですから、ちょっと細かいことについては割愛させていただいて、二つほどなのですが、一つは第1回目の知事が国に対して提言した中で、税源移譲の部分は触れているのですが、第2回目のときに割愛をされて、権限の部分だけを提言の中に入れていたというのは、これは意図的にされたのかどうかということをやっと聞きたいなと思います。

それから、二つ目は、この1枚の事務事業の一元化に向けた取り組みという中で、これは例えば開発局などもイメージされながら一元化に向けた表にしたものだと思うのですが、これから当然、国の行政改革に伴って国家公務員の縮減、あるいはまたこういう都道府県職員の縮減、減数というのは、避けて通れないとは思いますが、我々推進会議としては道州制に向けて推進していこうという、こういう大きなテーマなわけなのですが、現実的にこれを一元化することによって、こういうようなマイナス面は出てくるのではないかと、いわゆるデメリットです。ここを議論の中でかなりの線やっつけていかなければ、言葉での一元化だけでは恐らく北海道としては大変なことになってしまう可能性があるのではないかと。この辺のマイナス面はどうだったのか、どうなるのか、デメリットとしてこういうような課題があるのではないかと議論がされているかどうかという、この二つをちょっとお答えいただければありがたいなと思います。

○新田室長：一つ目の財源移譲の話ですけれども、将来方向としては道の考え方は基本的に一般財源化する、税源移譲すべきだという議論で基本的には思っております。あとはこの3年の中でどこまで何をできるかということの中では、この一番最後のページだったでしょうか、財源とか統合補助金、交付金化、それと一般財源化と、やれるものは一般財源化、現に今も三位一体の議論が国でなされておりますから、そういう中で一般財源化というのも出てくるけれども、基本的には過程としては統合交付金的なものを私どもとしてはこの3年、4年というのはそっちの方かなというふうに思っております。

それから、マイナス面のお話ですけれども、そこは今の段階で組織をどうする、あるいはマイナスがどうだということは議論としてはまだやっておりません。だから、この推進会議でも次年度以降、こういう議論を持ち込めないのかなというふうにちょっと考えてもいるの

ですけれども、今の段階でマイナス云々、あるいは組織をどうするということは私どもとしては余り議論はしておりません。

○宮脇座長：よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

○寺島委員：前回欠席しまして、大変失礼しました。そういう中で事前に資料をいただいて見させていただいたのですが、我々現場からしますと、ハードの面での二重行政なりのマイナスを、かなり例えば道路にしても漁港にしても国営にしても、そういう意味では盛られたのかなというふうに、ああこれが全部でなくても、先行的に少しでも実施できれば大分いいのかなというのが1点でございます。

ただ、先ほど全部網羅していないと言いましたが、道がかんでいるものについては大抵載っているのですけれども、直接市町村あたりがやるソフト面の規制緩和については、余りここに今回載っていないのかなと。例えば、公共施設をつくっていただいても後の管理は地元なのですが、具体的に言うと、うちで北海道で一つの海水浴場（海のプール）をつくっていただいたのですが、それをきれいに管理するためにはどうしてもやっぱりお金が要るわけです。ところが、今の場合だったら、それから条例でも何であろうとお金をとることができないと。だから、清掃協力金ということで100円協力願っているのですが、残念ながら子供はみんな払うのですけれども、大人は協力金だったら払わないというのが3分の2ぐらいになっていて、そこでもうけるのではなくて、きれいな施設を維持するために、そういうソフトな面の規制緩和が要るのかなと。そういう面が直接道でやっているものでないですから、抜けているのではないのかなと。これは公園についても同じではないかと思うのです。ここが国有林、それから自然公園が全部道に来た場合、やっぱりそこをごみなりをきれいにするためには、何らかのそういう受益者負担の規制緩和の制度を一つ入れてもらいたいなと。

もう一つは、観光も兼ねているのですが、恐らく遊覧船なりたくさん自治体なり民間が運営しているのですが、この規制がまたものすごくきつくて、免許をとると航路を変更になるといったら、いちいち国に免許・許可が必要である。これも道がやっているものはないので抜けているかもしれませんが、そういうちょっとソフトなものも、もしこの際、そう面倒な問題でないの、先行的にやれるものを入れてもらえれば。またこれは唐突なのかもしれませんが、北海道は北にありまして、ロシアの極東よりも時間が遅いので、サマータイムを、この前経済界が相当の効果があるということで、そういうのを北海道らしく入れれないものかなと。

それと、農地の転用も出ていましたから、それでやれるのかもしれませんが、自然環境の中で北海道が風力発電なり非常に今たくさん取り組んでいるのですが、保安林や農地だったら農地法がひっかかって、なかなか面倒だと。それも別に農地つぶすわけでなくて、そこに建てるだけで下は農地で使えるわけですから、その辺はやっぱりこの農地法なりを、今は簡単にできるのかもしれませんが、その辺整理してもらってできればなというのが、細かい話で大変恐縮です。

それと一つわからないのが13ページなのですが、ここはまだ詰めていないのかもしれませんが、地域医療の充実で、医科大学の入学定員増という規制緩和、恐らく道立の札幌のお話なのかもしれませんが、北海道全体としてお医者さんはそんなに足りなくなっていないのでは？これは20年前から我々お医者探ししていますが、3大学で二百何十人出て、間もなく余ってといわれていました。これやったからといって地方に医者が来るわけではなくて、むしろ私はこれよりも地域医療の充実というのは、大学の増員1人分のお金でも1,000万でも、九州あたりは余っているわけですから、そっちの募集の方に、北海道の大学に気兼ねしているかもしれませんが、現実には我々は20年間、九州あたりに行って募集して苦労して探しているわけですから、ちょっとそっちの方が、現実的でないかと、規制緩和して地域医療の充実というのは何かつけ足しというような気がするのです、検討していただければなと思うのです。これで本当に地域医療が充実するのならいいのですけれども、違うのではないかと思うのです。むしろ今の政策の中で、北海道の中の地方と都市のバランスをどうするか、地方に医師を送れるような政策がないのか、道立医大なのですから。同時に、足りなければ3大学の分は今までどおり確保して、あとは一番今需給バランスで余っている九州あたりの募集の方に1,000万も使ったら、確実に医者10人やそのくらい来れるのですけれども、そっちの方が対策としてよいのではないかなと思うので、私が間違っているかもしれませんが、一応気になったところです。

○宮脇座長：ありがとうございます。

最後の点については、これはどういう考え方でここに記載されたのか、ちょっと教えていただければでしょうか。ほかの点はご示唆ということで、今後ご検討いただきたいと思います。

○浅利参事：定員増を伴う部分には、へき地医療の志願者を、そういった方を推薦入学等によって選抜して、一定期間へき地医療を義務づけるというようなことをしたらどうかといった考え方で、このところは上げさせていただいているということでございます。

○寺島委員：それは今だって道立医大ですので道庁の施策としてふりかえることできるわけでしょう。（以下削除）

○浅利参事：もう少し詰めさせていただきたいと思います。

○宮脇座長：どうぞお願いします。

○井上委員：先ほど長々としゃべりましたので、途中でやめますと言ったその部分なのです。私、今寺島委員がおっしゃったことに基本的に賛成です。今の時代に医学部の定員をふやそうというのは、社会的なニーズはあるのはわかるのですが、少し時代とは逆行している部分があるのではないかと思う。今事務局の方で、道の方でおっしゃったへき地医療というのは、これはまさに北海道の特殊性からかなりの部分出てくるので、この地域医療の充実ということを掲げられていることは、私は賛成なのです。それで思うのは、北海道の特殊性、つまり北海道の大きな大学病院というのは、例えば旭川とか札幌ぐらいに集中しているというところでいろんな問題が実は出てくる。つまり非常に過疎地で特に専門医がいないと

ころというのがたくさんあるわけで、例えば利尻だとか礼文だとかいうのがよく例に挙げられるのですが、そこで例えば出産のときに非常に大きな問題が起こったというときに、どういふふうな形で問題が出てくるかいうと、要するに緊急用の例えば自衛隊のヘリコプターを呼ぶというのに、実際に旭川に今運んでもらうために自衛隊のヘリコプターを呼ぶまでに、連絡してから5時間、6時間かかるという話を私は聞いたことがあるのです。それは町長さんなりが道に電話をかけて、道から今度は自衛隊、その前にどこかあるということで非常に複雑な部分がある。まさにそういうようなところこそ、私は規制緩和なり権限の移譲というように何かが考えていただくことが大事なのではないかなというふうに思います。

今は五、六年前と随分状況が変わっているかもしれませんが、ちょっと頭の中にあったものですから、お話しさせていただきました。

○宮脇座長：ありがとうございます。では、その点についてはまた先ほど事務局の方からも検討しますということですので、ご検討いただきたいと思います。

それと、私の方から1点なのですが、これは道州制推進ということでの検討なわけですが、もちろん、当然国との関係というところが大きな柱であるということはそのとおりなのですが、今もご指摘ありましたように、道州制をした場合に、それでは道内の方の分権というのか市町村との関係、どういふふうにしていくのか、考えていくのかということは、やはり国との関係と同じくらい重要な、道州制を議論する場合には、柱になると思います。今ご指摘ありましたように、札幌一極集中ですとかそういうことでの道州制なのか、そうでないのか、特に市町村、地域に議論をしていく場合には重要だと思いますので、これは必ずしもここだけで詰められる問題ではないとは思いますが、その視野というのをきちっと持った上で、やはり道民意見とかそういうのを提示していきませんか、なかなか全体での議論というところにはならないと思いますので、今お二方からご指摘のあった点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、一巡はしたのですが、どなたでも結構ですので、ご指摘、ご意見賜ればと思います。

○小磯委員：先ほど事務局の説明の中で今後の進め方ということで、比較的早い段階でこの素案を取りまとめて、あと年明けではいろんな形で道民の声を聞いていくという、ある意味でオープンな場でこの議論を進めていくという、そういう前提で物を考えますと、一つは今、まさに座長がおっしゃったのですが、例えば市町村の立場とか住民の立場で聞いた場合、やっぱり国と道との関係だけではなくて、市町村というところへの権限移譲というものが、どういう形で図られながらこの道州制の議論がなされようとしているのか、やっぱりその形が見えないと、なかなか北海道という地域全体での市町村あるいは住民を交えた議論には対応していけない部分があって、やはりその部分の姿勢といいますか、そこが一つ求められるのではないかなというのが一つあります。

それからもう一つ、これは私自身もこう感じることで、不勉強のせいかもしれないのですが、今日の提出いただいた資料を見ても、結果的に事務局の方でこれが必要だとい

うことで整理されたものが情報として上がってきている。実はこれが例えば、本当に住民の方だとか一般の方がこの議論に参画する場合、やっぱり一番大事な情報というのは、今こういう政策に関して国の権限というのはどういうものがあって、道庁の権限がどうであり、あるいは市町村がそれに対してどうかかわっている。その中でここがおかしいからこの権限は今後道州政府に移譲していくという、何か制度全体の概要というものがその前段の認識としてないとなかなか議論しづらいなというのが正直なところでして、だから、やはりそういう情報のもとで議論を進めていく。例えば、抜けているその制度について今国の権限、それから国の法制度の中でどういう施策が展開されるのかというきっちりとした認識が共有されていないと、多分それぞれの個別の分野の専門の方もそれを承知された上でこういう資料ができ上がってきたと思うのですけれども、何かやっぱりそういう情報というものが、これからも一般の議論をしていくということになると多分どこかで求められてくるのではないかなと。

だから、いずれにしても必要であれば、そういう情報のもとで議論していくということが結果的に後戻りのない議論に私はなっていくのではないかなというふうにちょっと感じております。以上です。

○宮脇座長：ありがとうございます。

○寺島町長：小磯委員と同じ考えなのですけれども、ただ私たちは今、とにかく道州制ということで、国から移譲されるものがあれば、移譲した中で、それから後は道と市町村なりの関係の整理であり、今一番関係するのは国と道の関係。また先ほどちょっと申し上げた、直接町村と国の関係も整理していただきたい、その後十分に市町村と今度は道の関係の住み分けを、合併問題もありますからもうちょっと市町村も力がつくという前提のようですので、議論し整理したいと思います。

○宮脇座長：細かいことはいいのですけれども、道州制をやって、では地域的にどうするかというのは最大の問題です。域内をどうするか。ですから、その細かいことではなくて考え方もいいですから、それを提示をしていかないと、非常に距離感のあるものに恐らくなるし、両輪にはならないわけです。

今ご指摘のように、市町村というのはこれから動いていくわけですから、その動いている中で細かい制度設計というのは当然できないわけですので、それは当然このステップの中でも、本来はこれだけのステップであればどこかで入ってこないといけない話ですね、内容はともかくとして。ですから、それをやはりどこかで整理をしておく必要性はあると思う。

○井上委員：今、小磯委員と寺島委員がおっしゃったこと、矛盾は何もしていないと思うのですが、お二方が言われたことに私は賛同するので、簡単にコメントしていきたいと思えます。

要するに、この道州制をやるときに、各論から入っているような気がするのです。つまり総論、要するになぜやっぱりどういう北海道を目指すのか。そして今はこういうふうな状況であるから、そこから未来に向かっていくために、何が手かせ、足かせになっているのか。

それを外してもらおう。そして何らかの手をかしてもらおうという部分があるとすれば、そういうようなところをやはりきちんと描くという部分の総論的なものがやはり必要なのではないかというふうに一つ思う。

あと一つ出てきた部分は、これは道民の方々を交えて今度議論する場合には、幾つもどろどろとした問題がたくさん出てくると思うのです。一つは市町村合併もある。つまり国から道に権限が移譲されるけれども、では道から市町村にどういった権限を移譲していくのか、財源を移譲していくのかという議論は、当然どこかで出てくるのだらうと思うのです。

あと一つは、これは谷委員が先ほどおっしゃったと思うのですが、要するに1兆2千~3千億円というような歳入欠陥が、例えば国税が道税に地方税に振り変わったとしても出てくる部分も含めて、ここの部分は道民の方々は多分関心を持つだらうと思うし、そこに答えていく部分はこれは大体煮詰まっていますから、何らかの形でどこかに出す。あるいは最後のところは権限の移譲というところで、道内には例えば国土交通省だとかいろんなところの出先があるので、では具体的に権限を移譲したときには、私たちの組織と道の組織というのはどういうふうになるのですかというような部分が出てくる。ただ、こういう部分は念頭に置いておかなければいけないけれども、とりあえず宮脇座長のもとで今あるこの道州制のシステムそのもの、道州制のこの枠組みそのものをまず最初に決めていって、その後先ほど出ていたような市町村合併等々の問題も一番後ろの方に近いところで少し議論するというのが効果的な議論の進め方ではないかというふうに私は思います。

○宮脇座長：ありがとうございます。

○谷委員：小磯委員とたまたま私が計画の委員も仰せつがっているのですが、総合計画との整合性というのが北海道のこれからあるべき姿を道州制をやることによってどうなっていくかと。これが総合計画と全然違うような絵では、現実には困ると思うのです。そこは担当する政策室の方でいろいろと整合性をとっていただきながら、そういう北海道のあるべき姿というのをつくっていただきたい。

そのほかに、所管の課でこういうぐあいにきめ細かなものを今出してきたいただいているのですが、宮脇座長は事業評価の委員もやられているのですか。政策評価ですね。

恐らくやっぱりきめ細かな指標が恐らく必要になってくると思うのです。例えばおもしろいことをちょっとお話しすると、観光業務に従事する外国人労働者というところが例えばこの北海道の観光の中で出てくるのですが、農業の部分で、今北海道で離農されている方々が大体年間に1万人ぐらいいる。ところが新規就農者というのは200人ぐらいなのです。それで、その新規就農が少ない分をどうするかというと、実は農業に従事する人たちの中に中国の外国人労働者で賄われているというのが、これは現実なのです。ここの部分でいわゆる規制緩和としてこうしていかなければならないというところが、指標の数字のところに出てきて、そして農業のこれからの生産を維持していくのだということになってくるだらうと。そういうところが所管の中できめ細かに出てきますと、非常に見たときにわかりやすいというか、そういうようなところをぜひこれからその部分だけ我々議論するつもりはないのです

けれども、裏づけとしてそういうのが必要ではないかなということで今感じています。

それから、北海道自体も今税収が非常に落ち込んでいるのですが、この要因の中の一つに、実は北海道から転出される方と北海道に転入される方というのが、これがもう逆転現象で、実はこれも約1万人くらい転出者が多くなっているのです。そこで当然、所得税を払う人が少なくなってきますし、ここで事業をされている支店、支社、こういうのが全部東京や大阪へ戻ってしまうと。こういうところをやっぱり産業とか雇用というのを維持していく上では、非常に視点として大事なところではないかなという気がします。そういうきめ細かな部分も、ぜひ所管の中で資料としてこれから精査していただければありがたいなと思います。

○宮脇座長：ありがとうございます。

やはり今後道民の皆さんの意見を幅広く伺っていく段階になりますと、先ほどからご指摘がありますように、将来像というところを明確にしておきませんと、意見として出てくるものが、言葉が悪いかもしれませんが、個別の陳情的なものになってしまって、全体としての整合性というのがとれなくなってくるということは当然起こって、指摘をした以上、それに対して道がどうしたのかということに対しても、これは説明をしなければ基本的にいかないわけですが、その説明も非常にしづらいという、そういう問題になると思いますので、やはりこれは現段階ではこういう作業をしていただいて、非常に短い時間でやっていただいたわけですからこれはこれでも非常にすばらしいと思いますが、これから後の作業の中で非常に重要なそれはウエートを恐らく占めるのだろうなというふうに今お話を聞いていて思っております。ですから、ぜひよろしく願いいたします。

そのほかご指摘事項ございますでしょうか。

それでは、今後の進め方についてでございますけれども、先ほど来お話がございますけれども、道州制の先行実施につきましては、これから国の方でもいろいろと動きがあるというふうに伺っております。今日ご指摘いただいた事項以外にも、別の視点からのいろいろな課題というものもまた出てこようかと思えます。そうした課題というものに沿いながら、また本会議におきましても対応をしていきたいというふうには思っております。

そのため、次回の会議等につきましては、こうした動向を踏まえつつ、できるだけ早い段階で事務局とも相談の上、委員の皆様と日程調整をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

そのほか事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。

○新田室長：どうもご熱心なご議論ありがとうございました。想像以上にたくさんのご指摘をいただいて、本当にこれからいただいたもので何とかもっともっといいものにしていきたいというふうに思っております。

今後の日程、先生からもお話しありましたけれども、かなり変える部分も出てくるだろうというふうに思っておりますので、場合によっては1月でもまた開催をさせていただき、あるいは皆さんお忙しければファクス等でまたご意見をいただくと、そんなことも考えていきたいというふうに思っております。本日は、本当にありがとうございました。

○宮脇座長： それでは、本日の会議はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。